

## 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙8

ゼロカーボン推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第3の8、第4の8、第6の6、第7の8、第8、第11、第12関係）

### 第1 交付対象事業

- 1 交付対象事業は、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組む、地域の特性と優位性を活かした脱炭素化の事業とする。（ゼロカーボンに関する組織の立ち上げや事業の検討支援などを基本とする。）
- 2 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外とする。ただし、国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業については、当該対象外部分を交付対象とすることができるものとする。

### 第2 交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。

- (1) 賃金及び職員費（ソフト系事業の実施に必要な不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）
- (2) 貸付金・保証金
- (3) 基金の積立金
- (4) 施設等の維持補修費及び維持管理費
- (5) 食糧費及び交際費
- (6) 用地取得費
- (7) その他知事が不相当と認める経費

### 第3 交付金額の算定

- 1 交付税措置のある地方債を利用する事業に係る交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。
- 2 前項の場合の交付金額は、当該地方債を満度に充当したものと見なして算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該事業の財源としている負担金に交付税措置のある地方債を利用している事業についても同様とする。）。

### 第4 事業計画の提出

実施要綱第7の8に定める関係書類は、次のとおりとする。

- 1 ハード系事業  
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）
- 2 ソフト系事業  
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

### 第5 交付申請及び実績報告

事業告示で示す交付申請書及び実績報告に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

- 1 ハード系事業  
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）
- 2 ソフト系事業  
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

### 第6 その他の取扱い

- 1 継続事業
  - (1) ハード系事業  
事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
  - (2) ソフト系事業  
継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。  
ただし、継続して交付できる期間は3か年度とする。
- 2 工事完成届  
局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職

員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

3 優先的採択

優先的に採択する事業については別に定めることとし、これに基づき審査を行った上で交付対象事業の採択を行うものとする。

なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立状況等財政状況についても考慮するものとする。